参考様式第１-16号(規則第８条第14号、15号及び16号関係）　　　　　　　　　　(日本産業規格Ａ列４）

Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆ

技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者（実習実施者）：

１．報酬

技能実習生に対する報酬については、以下のとおり、「日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」を担保しております。

（１）技能実習生に対する報酬

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①技能実習生の氏名※　複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。 | ローマ字 | （　　　才　）（経験　　　　　　年） |
| 漢字 |
| ローマ字 | （　　　才　）（経験　　　　　　年） |
| 漢字 |
| ローマ字 | （　　　才　）（経験　　　　　　年） |
| 漢字 |
| ②技能実習生の職務内容や責任の程度 |  |
| ③技能実習生に対する報酬 |  月給　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　円 |
| ④第１号技能実習での報酬 |  月給　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　円 |
| ⑤第２号技能実習での報酬 |  月給　　　　　　　　円　／　時間給　　　　　　　円 |
| ⑥その他 |  |

（注意）

１　①は、ローマ字で旅券（未発給の場合、発給申請において用いるもの）と同一の氏名を記載するほか、漢字の氏名がある場合にはローマ字の氏名と併せて、漢字の氏名も記載すること。また、経験年数は、修得等をしようとする技能等に係る技能実習生の経験年数を記載すること。

２　③から⑤までについて、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、比較ができるよう統一して記載すること。なお、④は第２号技能実習又は第３号技能実習の場合、⑤は第３号技能実習の場合に記載すること。

３　⑥は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

（２）日本人労働者と同等の報酬であることの比較

|  |  |
| --- | --- |
| ①同程度の技能等を有する日本人労働者の有無　　※以下の②～⑤欄及び⑦は、①欄の「有」「無」のいずれでも共通で記載。⑥欄は①欄を「無」とした場合に記載。 | [ ] 有　・　　[ ] 無 |
| ②比較対象となる又は最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度 |  |
| ③②欄の日本人労働者の年齢、経験年数 | （　　　才　）　（経験　　年） |
| ④②欄の日本人労働者の報酬 |  月給　　　　円　／　時間給　　　円 |
| ⑤技能実習生に対する報酬が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であると考える理由 |  |
| ⑥賃金規定の有無及び賃金規程に基づく賃金※①欄で有にチェックした場合には記入不要 | 規程の有無 | [ ] 有　　・　　[ ] 無 |
| 有の場合 | 賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬月給　　　　　円　／　時間給　　　円 |
| ⑦その他 |   |

（注意）

１　②は、比較対象となる日本人労働者の職務内容や責任の程度が、技能実習生と同等であることを示すこと。

　　比較対象となる日本人労働者がいない場合には、技能実習生と最も近い職務を担う日本人労働者の職務内容や責任の程度について、技能実習生が担う職務内容や責任の程度と比べて、具体的にどのような差異があるのかも併せて、詳細に記載すること。

２　③の経験年数は、比較対象となる日本人労働者の経験年数を記載すること。

３　④は、月給及び時間給以外の給与形態の場合については、月給又は時間給に換算した報酬を記載すること。また、月給又は時間給のいずれかを記載すればよいが、技能実習生に対する報酬と比較ができるよう統一して記載すること。

４　⑥は、賃金規程を作成している場合には、必ず「有」にチェックマークを付すこと。また、賃金規程に基づき、技能実習生と職務や責任の程度が同等の日本人労働者に支払われるべき報酬を具体的に記載し、当該賃金規程を参考資料として添付すること。

５　⑦は、報酬以外の諸手当等が支給されている場合など特記すべき事項がある場合に記載すること。

２．宿泊施設

宿泊施設の適正についての確認事項（入国後講習中の宿泊施設も含む）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認事項 | 措置の有無 | 特記事項 |
| ①宿舎を確保する場所は、爆発物、可燃性ガス等の火災による危険の大きい物を取扱い・貯蔵する場所の付近、高熱・ガス・蒸気・粉じんの発散等衛生上有害な作業場の付近、騒音・振動の著しい場所、雪崩・土砂崩壊のおそれのある場所、湿潤な場所、出水時浸水のおそれのある場所、伝染病患者収容所建物及び病原体によって汚染のおそれの著しいものを取扱う場所の付近を避ける措置を講じていること | [ ] 有・[ ] 無 |  |
| ②２階以上の寝室に寄宿する建物には、容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を２箇所以上（収容人数15人未満は１箇所）設ける措置を講じていること | [ ] 有・[ ] 無 |  |
| ③適当かつ十分な消火設備を設置する措置を講じていること | [ ] 有・[ ] 無 |  |
| ④寝室については、床の間・押入を除き、１人当たり４．５m2以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備、室面積の７分の１以上の有効採光面積を有する窓及び採暖の設備を設ける措置を講じていること | [ ] 有・[ ] 無 |  |
| ⑤就眠時間を異にする２組以上の技能実習生がいる場合は、寝室を別にする措置を講じていること | [ ] 有・[ ] 無 |  |
| ⑥食堂又は炊事場を設ける場合は、照明・換気を十分に行い、食器・炊事用器具を清潔に保管し、ハエその他の昆虫・ネズミ等の害を防ぐための措置を講じていること | [ ] 有・[ ] 無 |  |
| ⑦他に利用し得るトイレ、洗面所、洗濯場、浴場（脱衣室を含む。）のない場合には、当該施設を設けることとし、施設内を清潔にする措置を講じていること（各施設は一般的な機能を有する設備を設け、浴場は保温性を維持し、必要に応じプライバシーが守られるよう十分に配慮していること） | [ ] 有・[ ] 無 |  |
| ⑧（宿泊施設が労働基準法第10章に規定する「事業の附属寄宿舎」に該当する場合）同章で定められた寄宿舎規則の届出等を行っており、又は速やかに行うこととしていること | [ ] 有・[ ] 無 |  |
| ⑨　宿泊施設内の共用部分については、衛生管理を行い、感染症の発生及びまん延防止のための措置を講じていること | [ ] 有・[ ] 無 |  |
| 確認者 | 実習実施者（企業単独型の場合）　　　　　　　　　　　　監理団体名（団体監理型の場合）　　　　　　　　　　　　　 | 氏名　　　　　　　　　　　　 |

３．徴収費用

|  |
| --- |
| 技能実習生に対する報酬の支払概算額　　　　円（１か月当たり。社会保険料・税金等控除前。） |
| 徴収費用（１か月当たり） | ①食費約　　　　円 | ②食事、食材等の提供の有無 | [ ] 　有　　[ ] 　無 |
| ③食事の提供回数、提供方法等 |  |
| ④実費相当額その他適正な額であることの説明 |  |
| ⑤居住費約　　　　円 | ⑥提供する宿泊施設の具体的な内容 | [ ] 　自己所有物件[ ] 　借上物件 |
| ⑦実費相当額その他の適正な額であることの説明 |  |
| ⑧水道光熱費約　　　　円 | ⑨水道光熱費の徴収の有無 |  [ ] 　有　 [ ] 　無 |
| ⑩その他技能実習生が定期に負担する費用約　　　　円 | ⑪その他技能実習生が定期に負担する費用の有無 |  [ ] 　有 　[ ] 　無 |
| ⑫技能実習生が定期に負担する費用の内容 | Ⅰ　　　　　　　費 | １か月当たり約　　　　円 |
| Ⅱ　　　　　　　費 | １か月当たり約　　　　円 |
| Ⅲ　　　　　　　費 | １か月当たり約　　　　円 |
| ⑬技能実習生が定期に負担する費用に関し技能実習生が受ける具体的な便益の内容 |  |
| ⑭実費相当額その他適正な額であることの説明 |  |

（注意）

１　③及び④については②において、⑫から⑭については⑪において、それぞれ有にチェックを付した場合にのみ記載すること。

２　④は、例えば以下のような観点から記載し、説明が適切にされなければならない。

　・　③が「食材、宅配弁当等の現物支給」の場合：　購入に要した額

　・　③が「社員食堂での食事提供」の場合：　技能実習生以外の職員から徴収する額

　　・　③が「食事の調理・提供」の場合：　材料費、水道光熱費、人件費等の費用の総額を、提供を受ける者（技能実習生のみに限られない。）の人数で除した額

　３　⑥は、「自己所有物件」、「借上物件」のいずれかに印を付すこと。

４　⑦は、例えば以下のような観点から記載し、説明が適切にされなければならない。

　　・　⑥が「自己所有物件」の場合：　実際に建設・改装等に要した費用、物件の耐用年数、入居する技能実習生の人数等を勘案して合理的であると説明可能な額

・　⑥が「借上物件」の場合：　借上げに要する賃料（管理費・共益費等を含み、敷金・礼金・保証金・仲介手数料等は含まない。以下同じ。）を、入居する技能実習生の人数で除した額

　５　⑧は、徴収見込額を記載すること。なお、技能実習生から徴収する際には、実際に水道光熱費の提供業者に申請者が支払った費用を、水道光熱設備を利用する者（技能実習生に限られない。）の人数で除した額以内の金額を徴収するものでなければならない。

６　⑨は、技能実習生本人が水道光熱費の提供業者と直接契約をする場合は無にチェックすること。

 ７　⑫は、食費・居住費・水道光熱費以外に技能実習生が定期に負担する費用について費目ごとに記載すること。

８　⑬及び⑭は、技能実習生が定期に負担すること及びその負担額が合理的なものであることについて、説明が適切にされなければならない。